

第3章 旅 費

○大雪消防組合職員旅費支給条例

〔昭和 51 年 10 月 19 日〕
〔条 例 第 5 号〕

改正 平成 18 年 12 月 27 日条例第 10 号 平成 23 年 3 月 28 日条例第 2 号
平成 26 年 4 月 1 日条例第 13 号 平成 28 年 3 月 28 日条例第 4 号

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 204 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、公務のため旅行する大雪消防組規約（昭和 48 年上振興第 402 号指令）第 8 条第 1 項に定める執行機関の職員及び同規約第 10 条第 1 項に定める消防職員（以下「職員等」という。）に対して支給する旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

（旅費）

第2条 職員等の旅費の支給に関しては、美瑛町の例による。ただし、当麻町、比布町及び愛別町に係る職員等は、関係町の例によるものとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 12 月 27 日条例第 10 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日条例第 2 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日条例第 13 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日条例第 4 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。